

計画作成年度	令和6年度
計画主体	月形町

月形町鳥獣被害防止計画

令和7年3月

<連絡先>

担当部署名	月形町農林建設課
所在地	北海道樺戸郡月形町1219番地
電話番号	0126-53-2322
FAX番号	0126-53-4373
メールアドレス	nosei@town.tsukigata.hokkaido.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ・アメリカミンク、キツネ・タヌキ、エゾシカ、カラス等鳥類、ヒグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道月形町（町内一円）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
アライグマ・アメリカミンク	スイカ	0.70 ha	500 千円
	スイートコーン等	0.25 ha	259 千円
キツネ・タヌキ	メロン等	0.15 ha	170 千円
エゾシカ	水稻	3.49 ha	3,757 千円
	大豆	4.39 ha	1,619 千円
	小麦	0.25 ha	65 千円
カラス等鳥類	小麦	3.30 ha	858 千円
	スイカ等	0.13 ha	113 千円
	ビニールハウス破損		280 千円
ヒグマ		0.00 ha	0 千円
合 計		12.66 ha	7,621 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内 容
アライグマ・アメリカミンク	アライグマは、平成14年に町内で初めて目撃され、生息範囲も平成17年頃から町内全域に拡大した。捕獲体制は確立しつつあり、捕獲頭数も増加し一定の成果をあげてはいるものの、依然としてスイートコーンや本町特産品であるメロン、スイカなどの果菜類に被害が集中している。近年、空き家や納屋などで幼獣発見の通報も増加している。 アメリカミンクは、目撃情報も少なく、目立った被害は生じていない。
キツネ・タヌキ	キツネやタヌキによる被害は、町内一円で恒常的に発生しており、食害のほか園芸資材の破損にも及んでいる。
エゾシカ	町内一円で出没しており、特に林野周辺の農地では大きな被害が発生している。 水稻や大豆の食害や踏付け等による作物被害は、春の播種期から秋の収穫期まで長期に渡る。
カラス等鳥類	播種した種子や若芽の食害のほか、ビニールハウスの穴開け破損や畜舎での糞害、貯蔵している牛用エサの食害が発生している。 近年、美唄市に飛来するマガンが増加し、融雪期における秋小麦の若芽や牧草の食害が急激に増加している。
ヒグマ	具体的な農作物被害はないものの、住民の生命、身体への被害が生じるおそれがあり、十分注意を払う必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
アライグマ・アメリカミンク	被害額	759千円	455千円
	被害面積	0.95ha	0.57ha
キツネ・タヌキ	被害額	170千円	102千円
	被害面積	0.15ha	0.09ha
エゾシカ	被害額	5,441千円	3,264千円
	被害面積	8.13ha	4.87ha
カラス等鳥類	被害額	1,251千円	750千円
	被害面積	3.43ha	2.05ha
ヒグマ	被害額	0千円	0千円
	被害面積	0.00ha	0.00ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害の防止対策としては、地元の猟友会の協力を得て、銃器等による捕獲を行っている。</p> <p>また、農業者等と連携し、箱わなによる捕獲を実施している。</p> <p>増加するマガンによる被害対策としては、小麦大豆生産組合と協力の上ロケット花火等威嚇器材による追い払いを行っている。</p> <p>対象の有害鳥獣は、町内一円においてアライグマ・アメリカミンク、キツネ・タヌキ、エゾシカ、カラス等鳥類及びヒグマ。</p>	<p>エゾシカやキツネなどは、出没の通報を受けて出動しても既に姿を消している場合がほとんどであり、加えて、出没する時間帯も銃器の使えない日の出前や日没後が多い。</p> <p>また、銃器による捕獲には時間的制約のほか、田畑の立地条件によっては安全対策の観点から銃器の使用が困難な地域もある。</p> <p>一方、猟友会会員の減少や高齢化などにより、捕獲の担い手への負担が増加していることも課題となっている。</p> <p>マガンは天然記念物に指定されているため、追い払いに徹しているが、その場を飛び去っても他方に被害が生じるため、根本的な解決になっていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農業者が個別に防護ネットや電気柵を設置しているが、全町的な防護柵は設置していない。</p> <p>一部の農業者は、個人及び集落活動として、自主的にエゾシカをターゲットとする忌避剤や威嚇機を設置している。</p>	<p>防護柵については、必要な設置延長が膨大となるほか、本町は豪雪地帯であり、維持管理を含め経済的負担が大きいことなどから設置に至っていない。</p> <p>忌避剤や威嚇機については、事前に察知されたり慣れが生じるため、効果は一時的なものとなっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>野生動物の誘引を防ぐためゴミ分別の徹底、鉄網製ゴミかごの設置を奨励している。また、生ゴミ対策としてコンポスト容器の普及を行っている。</p> <p>地域住民の町内活動としての下草刈りを励行している。</p>	<p>ゴミのポイ捨てや山間部への不法投棄が発生し、野生動物が本来いるはずの自然環境が脅かされている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法 等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の撤去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況に関する情報や、鳥獣による農作物等の被害状況調査などを基に、関係機関・団体等で構成する鳥獣被害防止対策協議会において、鳥獣被害防止に向けての効果的な対策等を協議するほか、農業者及び集落組織の活動として行う被害防止対策について支援を行う。

また、猟友会会員の減少や高齢化が進行しているため、捕獲の担い手の育成や防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図るなど、捕獲体制の強化や効率化を図って行く。

なお、近隣市町村に於いて頻発しているヒグマ出没を鑑み、地元猟友会をはじめ関係機関との具体的対応策を含む一層の体制づくりを推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する（ICT(情報通信技術) 機器やGIS(地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現行の猟友会等への駆除業務委託を継続するとともに、関係機関・団体等で構成する鳥獣被害防止対策協議会において検討される効果的な被害防止対策を実施する。また、鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を行う。

《アライグマ・アメリカミンク》

猟友会等に捕獲を委託するとともに、農家等と連携して主に箱わなによる捕獲を行う。また、農地と一般住宅が混在しているため、一般住民もアライグマの捕獲活動を行い、捕獲圧を高め農業被害防止を目的としての体制強化を図る。

《キツネ・タヌキ、エゾシカ、カラス等鳥類、ヒグマ》

銃器及びわな（箱わな、くくりわな）による捕獲を猟友会等に委託するとともに、エゾシカについては、農家と連携してくくりわなによる捕獲を行う。

実施隊の活動においては、農業被害をもたらす個体を如何に確実に駆除するかが重要であるため、警戒心の強いエゾシカなどの駆除の場合は射程が長く、威力の高いライフル銃が不可欠であり、平成27年度には、猟友会の高齢化が進む中であって精力的に捕獲活動を行っている猟歴10年未満の若手隊員に所定の手続きの上、ライフル銃を所持させ、実施隊の強化を図った。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による補助者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	全 て	捕獲機材の整備・強化 捕獲技術講習 狩猟免許取得、更新の助成 捕獲機材等の整備等に関する助成
令和8年度	全 て	捕獲機材の整備・強化 捕獲技術講習 狩猟免許取得、更新の助成 捕獲機材等の整備等に関する助成
令和9年度	全 て	捕獲機材の整備・強化 捕獲技術講習 狩猟免許取得、更新の助成 捕獲機材等の整備等に関する助成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
≪エゾシカ、アライグマ・アメリカミンク、キツネ・タヌキ、カラス等鳥類、ヒグマ≫ 近年の被害状況及び捕獲実績を基礎とし、捕獲計画頭数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	220頭	220頭	220頭
アメリカミンク	10頭	10頭	10頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
エゾシカ	142頭	142頭	142頭
カラス等鳥類	200頭	200頭	200頭
ヒグマ	出沒に応じた捕獲	出沒に応じた捕獲	出沒に応じた捕獲

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
<p>捕獲手段：銃器及びくくりわな等</p> <p>※ 原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法とする。</p> <p>捕獲予定場所：町内一円</p> <p>※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域(鳥獣保護区等)において鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物の被害の軽減を図れないと判断される場合は、許可権者の許可を受け捕獲等を行う。</p>	
アライグマ・アメリカミンク	駆除業務委託先の猟友会等及び農家・地域住民との連携のもと、箱わなによる捕獲を通年で行う。
キツネ・タヌキ	駆除業務委託先の猟友会等により、銃器及びわな等による捕獲を通年で行う。また、鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を行う。
エゾシカ	駆除業務委託先の猟友会により、銃器及びくくりわなによる捕獲を通年で行う。また、鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を行う。
カラス等鳥類	カラス等捕獲が可能な鳥類については、駆除業務委託先の猟友会により、銃器による捕獲を通年で行う。 マガンについては、小麦大豆生産組合と協力の上追い払い活動を行う。
ヒグマ	追い払いを基本とするが、出没した個体による危険度が高い場合は、箱わなの設置及び駆除業務委託先の猟友会により捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>被害を防ぐ事前策としては、わなの設置、電気柵などが有効とはなるが、支えとなる立木の確保など、設置場所の条件が満たされなければならず、現に農地で被害が生じている場合には、如何に確実に駆除するかが重要であり、更に警戒心の強いエゾシカなどの駆除の場合は射程が長く、威力の高いライフル銃による個体調整の必要性がある。なお、本町内では狩猟期間においても狩猟目的での鳥獣捕獲は行われず、冬の捕獲活動も次期農業被害の軽減のために実施されている。</p> <p>これらの理由から、本町における実施隊による捕獲活動は、ライフル銃を用い、町内一円において通年で行うことが不可欠となる。</p>

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内一円	エゾシカ、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する
(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	全て	生ゴミ・農業廃棄物等誘因物の適正管理の普及啓発 下草刈り等実施の普及啓発
令和8年度	全て	生ゴミ・農業廃棄物等誘因物の適正管理の普及啓発 下草刈り等実施の普及啓発
令和9年度	全て	生ゴミ・農業廃棄物等誘因物の適正管理の普及啓発 下草刈り等実施の普及啓発

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

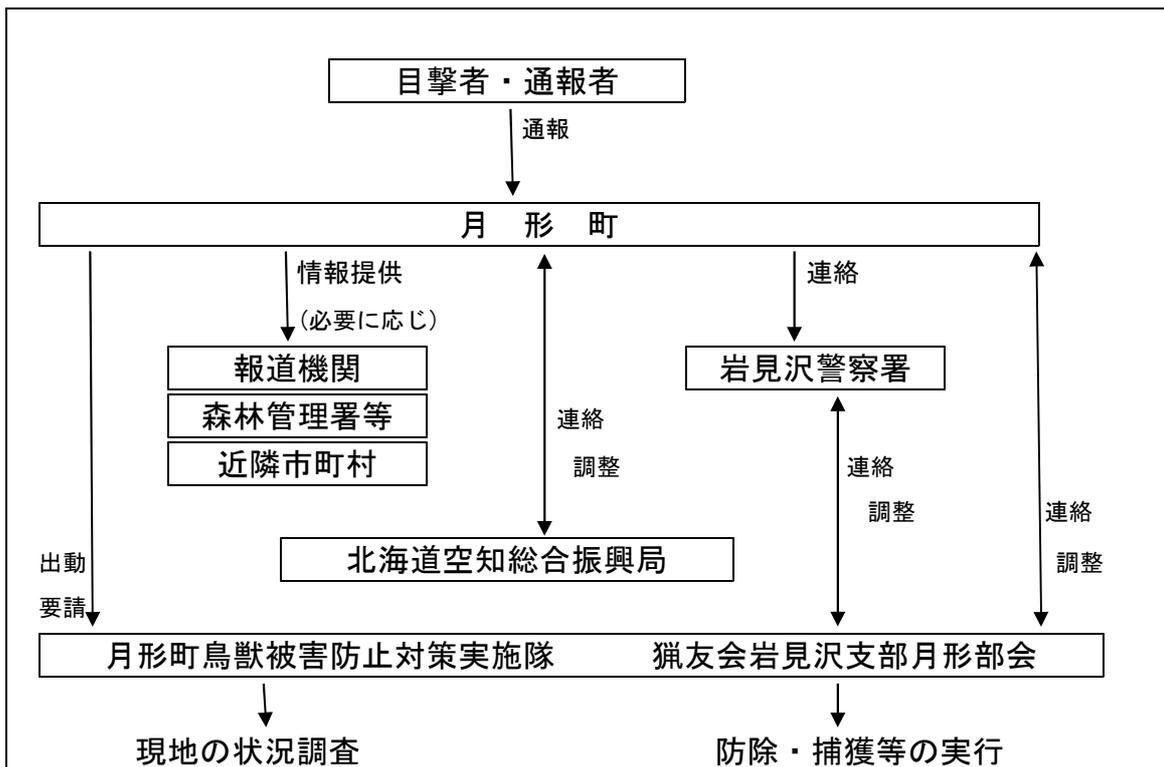
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
北海道空知総合振興局	関係機関との連絡調整
岩見沢警察署	住民の避難誘導、立ち入り規制 住民への啓発、情報提供
月形町	情報収集及び関係機関との連絡調整 住民への啓発、周知
月形町鳥獣被害防止対策実施隊	町・警察と連携し有害鳥獣の防除、捕獲等の実行 現地の状況調査
北海道猟友会岩見沢支部	町・警察と連携し有害鳥獣の防除、捕獲等の実行 現地の状況調査

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たす役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、一般廃棄物処理場に搬入し処分する。ただし、持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。

また、食肉用としての利活用については、近隣町の食肉利用等施設への搬入に努めるとともに、捕獲者が適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	月形町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
月形町	協議会運営、関係機関との連絡調整
月形町農業委員会	農業被害の情報収集及び提供
月形土地改良区	農業被害の情報収集及び提供
月形町農業協同組合	農業被害調査、農業被害の情報収集及び提供
北海道猟友会岩見沢支部月形部会	鳥獣の駆除（銃猟、わな猟）
営農活動組織	農業被害の情報収集及び提供

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画に関する協議、鳥獣被害防止総合対策事業の指導に関すること
北海道空知総合振興局環境生活課	鳥獣被害防止対策の窓口（捕獲許可等）
空知農業改良普及センター	農作物被害対策に関する営農指導
北海道農業共済組合	農作物被害情報の収集及び提供
そらち森林組合	森林被害情報の収集及び提供
岩見沢警察署 関係駐在所	交通事故対応等

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の捕獲及び情報収集等を実施。
月形町職員（5名程度）、北海道猟友会岩見沢支部月形部会から推薦のあった会員（8名程度）で構成している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止対策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用する有害鳥獣の捕獲に当たっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。